様式第6号（第9条関係）

年　　月　　日

太子町長　　様

空き家・空き地バンク登録申出書

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

太子町空き家・空き地バンク設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の目的等を理解し、要綱第9条第1項の規定により、次のとおり登録を申出します。

１　契約交渉について、次のいずれかを選択します。(該当する箇所に☑を入れてください)

**□** 一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部に取扱業者の選定を依頼します。

　　併せて、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部へ情報の提供を承諾いたします。

**□**　取扱業者を定めているとき

|  |  |
| --- | --- |
| 仲介業者名 |  |
| 仲介業者所在地 |  |
| 連　絡　先 |  |
| 取引態様 | 媒介（**□** 専属専任 ・**□** 専任 ・**□** 一般） ／　 **□** 代理 |

２　登録内容は、別紙空き家・空き地バンク登録カード（様式第7号）記載のとおりです。

３　同意事項

(１)　登録した空き家等の情報の一部（所在地、物件情報及び写真）について、インターネット等を通じて広く提供されることに同意します。

(２)　空き家・空き地バンクの利用希望者及び取扱業者に対して、空き家・空き地バンク登録カード及びその添付書類に記載された情報を提供されることに同意します。

(３)　空き家・空き地バンク登録申請チェックリストの内容について同意します。

４　誓約事項

(１)　空き家・空き地バンク登録カードの記載内容に偽りはなく、要綱第9条第7項2号、3号、4号及び5号の規定に該当しないことを誓約します。

(２)　要綱第17条に関し、契約等に関する一切の疑義、紛争等については、物件登録者と利用登録者の両者の間で解決します。

(３)　利用者との交渉及び契約を通じて得られた情報については、空き家・空き地バンクの目的に従って利用し、決して他の目的に利用しないことを誓約します。

[注意事項]

(１)　契約成立時に、別途仲介手数料がかかります。なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく額の範囲となります。

(２)　太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例（平成12年条例第1号）の規定の趣旨に基づき申出された個人情報は、利用希望者・登録業者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。

(３)　太子町では、情報の提供や必要な連絡調整等は行いますが、空き家等に関する交渉並びに売買及び賃貸借等の契約については、一切これに関与しません。